

# 欧州デジタルサービス法パッケージ（EU デジタルサービス法案及び EU デジタル市場法案）の検討

寺田麻佑<sup>13</sup> 板倉陽一郎<sup>23</sup>

2020年12月15日、EUの欧州委員会はデジタルサービス法パッケージとして、デジタルサービス法とデジタル市場法の案を発表した。この新しいパッケージ法は、ユーザーの基本的権利を保護して安全なデジタル空間を確保するとともに、イノベーションの促進や競争力を促進するための市場を創出することをその内容とするとしている。デジタルサービスパッケージの規制対象となるのは、欧州の人口の10パーセント以上、すなわち4500万人以上を対象としている企業であり、米国のGoogle、Apple、Facebook、AmazonのいわゆるGAFAsは対象となっている。GDPRに加えた規制であり、本法案の内容については日本にも大きな影響を与えるものと考えられるため、現時点における法案のパブコメなどをふまえたドラフトの経緯と課題について検討をおこなう

## Examination of the European Digital Service Law Package (EU Digital Services Act and the EU Digital Market Act)

MAYU TERADA<sup>13</sup> YOICHIRO ITAKURA<sup>23</sup>

On December 15, 2020, the European Commission of the EU announced the draft Digital Services Act and Digital Market Act as a package of Digital Services Law. The new packaging law will protect the basic rights of users, ensure a secure digital space, and create markets to promote innovation and competitiveness. The digital package is targeted at companies targeting more than 10% of the European population, or more than 45 million people, and the so-called GAFAs of Google, Apple, Facebook, and Amazon in the United States. As this regulation has been added to the GDPR and the content of this bill is expected to have a significant impact on Japan, the process and issues of the draft will be discussed based on the public comments of the bill at the present time.

### 1. 問題意識

2020年12月15日、EUの欧州委員会はデジタルサービス法パッケージとして、デジタルサービス法とデジタル市場法の案を発表した。この新しいパッケージ法は、ユーザーの基本的権利を保護して安全なデジタル空間を確保するとともに、イノベーションの促進や競争力を促進するための市場を創出することをその内容とするとしている。デジタルサービスパッケージの規制対象となるのは、欧州の人口の10パーセント以上、すなわち4500万人以上を対象としている企業であり、米国のGoogle、Apple、Facebook、AmazonのいわゆるGAFAsは対象となっている。GDPRに加えた規制であり、本法案の内容については日本にも大きな影響を与えるものと考えられるため、現時点における法案のパブコメなどをふまえたドラフトの経緯と課題について検討をおこなう[1]。

### 2. 欧州デジタル単一市場戦略

欧州(EU)においては、デジタル単一市場戦略として、マーケットの統一が戦略的に行われている。

その戦略は、おもに3つの柱に分かれているが、デジタル単一市場戦略の第一の柱に関するものが、加盟国間を横断する電子商取引を簡便化するための立法提案(もともとの目標年が2015年)、②ネットショッピング等に関する消費者保護規約の強化(2016年)、③宅配サービスの整備(2016年)、④不正アクセス拒否(ジオブロッキング)の撲滅のための立法提案(2015年)、⑤オンライントレード等、欧州のデジタル市場における不当競争の実態の特定(2015年)、⑥著作権枠組みの整備に関する立法提案(2015年)、⑦「衛星およびケーブルに関する指令」の見直し(2015~2016年)、⑧(加盟国毎に異なる)VAT税制体制から生じる税務負担等を軽減する立法提案(2016年)であった。

第二の柱に関するものは、⑨現在のEUの通信法制の抜本的見直しとそのための立法提案(2016年)、⑩「視聴覚メディアサービス指令」の見直し(2016年)、⑪検索エンジンやソーシャルメディア等のオンラインプラットフォームに関する違法コンテンツの検証も含めた総合的検証

1 国際基督教大学教養学部上級准教授  
Senior Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

2 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

3 理化学研究所革新知能統合研究センター(AIP)  
RIKEN AIP

(2015 年), ⑫個人情報保護に関する「e-プライバシー指令」の見直し(2016 年), ⑬サイバーセキュリティー産業との公私協働体制の構築(2016 年)であった。

そして, 第三の柱に関するものは, ⑭EU域内で自由なデータの移動を可能とするための欧州クラウドイニシアティブの立ち上げ(2016 年), ⑮ICT標準化の採択と公共サービスのための欧州相互運用枠組みの拡大(2015 年), ⑯ビジネスに関する登録情報を共有できる仕組み等に関するイニシアチブを包含した新しい電子政府(e-government)に関する行動計画(2016 年)であった[2]。

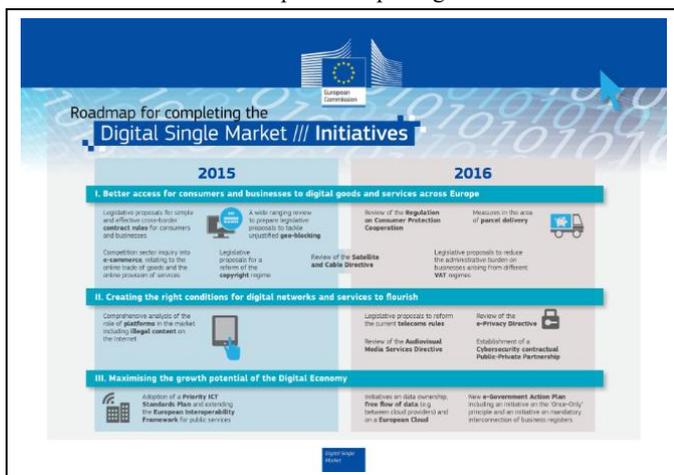
このようなデジタル単一市場戦略は, 競争法の色合いの強いものであり, プラットフォーマーに対応した指令などがもともと事前規制としておこなわれていた(電子商取引指令など)うえに, データ保護や著作権保護の規制強化が重なり, 主にデータの流通や処理を行うプラットフォームやネットワーク事業者を規律する一連の規律とすることができる。

そのなかでも, 電子商取引指令と関連する法規の一部を改めて集約するものが, デジタルサービス法ということになる。

### 3. デジタル単一市場戦略(DSM)にみられるプラットフォーム規制

欧州におけるデジタル単一市場戦略はロードマップを呈示しており, それは, 欧州全域における消費者と企業に対するデジタル商品やサービスのよりよいアクセスと, デジタルネットワークと革新的なサービスに関する適切な条件や競争環境を整備すること, そして, デジタル経済の成長力の最大化を目指すことという三つの柱から成り立っていた。

EC(2015.5.6)“Roadmap for completing the DSM”



(デジタル単一市場の3本の柱に関する図)

そのなかでも, たとえば, 個別法規として企画されていたe-プライバシー規則案などの提案もあるように, プラットフォーム規制はさまざまなレベルで提案されていた。

e-プライバシー規制に関しては, GDPRとともに, GDPRを強化し補完する法体系を構成するものであり, より強固なプライバシー規制を提案するものである。このことによって, 公的なネットワーク上の通信が基本的権利である高いレベルのデータ保護とプライバシーを, 使われる技術がどのようなものであっても保障されることとなる, と説明されていた[3]。

### 4. デジタルサービス法案の説明

デジタルサービス法案におけるデジタルサービスには, 単純なWebサイトはもちろん, インターネットインフラサービスやオンラインプラットフォームまで, さまざまなオンラインサービスが含まれるものとされている。

このデジタルサービス法案の規則は, そのなかでも, 主としてオンラインの仲介業者とプラットフォームに関するものであることも説明されている。

すなわち, オンライン上のプラットフォームというのは, 例えば, オンラインマーケットプレイス, ソーシャルネットワーク, コンテンツ共有プラットフォーム, アプリストア, オンライン旅行および宿泊プラットフォームなどのことであり, まさに, AmazonやAirBnBなどといったサービスプラットフォームが含まれるものと考えられる。

このようなデジタルサービス法案の必要性は, 以下のよう

に説明されている。すなわち, デジタルサービスの急速かつ広範な発展によって, 人々の生活に影響を与えるデジタルトランスフォーメーションが起きており, 実際, オンラインでコミュニケーションをおこない, 買い物をおこない, そして, 数多の情報にアクセスしたりするためのサービスや手法が登場し, さらに, それらは絶えず進化している状況にあるため, そういった新たなサービスに合わせて法律も変える必要がある

ということである。

実際に、オンラインプラットフォームは消費者とイノベーションに多くの便利さや利益をもたらし、EU の域内市場の効率化に貢献していることも確かであり、さらに、国境を超えた取引などもオンラインプラットフォームによって促進されている。

もっとも、そのようなオンラインプラットフォームには、アルゴリズムシステムによって取得されるデータの悪用の問題や、サービスプラットフォーム上で偽情報が拡散されるといった深刻な問題も引き起こしていることも確かである。

そのため、プラットフォームの対応方法への制約も含めて、オンライン上の基本的権利に大きな影響を与える問題への対処をするために、Gatekeeper プラットフォームとしてプラットフォームを管理する規制枠組みが提案されている。

包括プラットフォームとして重要なデジタルサービスの企業と消費者の間のボトルネックとして機能するような、域内市場で体系的な役割を持つデジタルプラットフォームが考えられている、と説明されている[4]。

## 5. 立法過程における検討

欧州委員会は、デジタルサービス法パッケージについて、幅広い利害関係者と協議を行ったことが公表されている。

利害関係者としては、民間の企業関係者、デジタルサービスの利用者、市民社会組織、国家当局、学術関係者、技術管家氏や、国際機関、一般市民が対象となっていた。また、デジタルサービスやプラットフォームに関する問題については、補完的な協議も行われ、多くの条項について、ステークホルダーの意見を十分に取り入れるための議論が多く行われていた[5]。

## 6. 日本でも進められるプラットフォーム規制

プラットフォーム企業と事業者の間の取引に関しては、その透明化を目指す法律が公正取引員会「デジタルプラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」が開かれ、さらに総務省においても検討が進められている。

特に、特定デジタルプラットフォーム提供者に関しては「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号）が制定されている。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（抜粋）

### （目的）

**第一条** この法律は、近年の情報通信技術の分野における技術革新の進展により、データを活用した新たな産業が創

出され、世界的規模で社会経済構造の変化が生じ、デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性が増大している中で、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずることにより、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上を図り、もって特定デジタルプラットフォームに関する公正かつ自由な競争の促進を通じて、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であつて、当該場において商品、役務又は権利（以下「商品等」という。）を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするもの（次の各号のいずれかに掲げる関係を利用したものに限る。）を、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送に用いられるものを除く。）を通じて提供する役務をいう。

当該役務を利用して商品等を提供しようとする者（以下この号及び次号において「提供者」という。）の増加に伴い、当該商品等の提供を受けようとする者（以下この号において「被提供者」という。）の便益が著しく増進され、これにより被提供者が増加し、その増加に伴い提供者の便益が著しく増進され、これにより提供者が更に増加する関係

当該役務を利用する者（提供者を除く。以下この号において同じ。）の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の便益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の便益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいう。

この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいう。

この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいう。

この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいう。

この法律において「特定デジタルプラットフォーム」と

は、第四条第一項の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいう。

#### （基本理念）

**第三条** デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとするによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

## 第二章 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する措置等

### （特定デジタルプラットフォーム提供者の指定）

**第四条** 経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定するものとする。

デジタルプラットフォーム提供者は、その提供するデジタルプラットフォームが前項に規定するデジタルプラットフォームに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、当該デジタルプラットフォームに関し、同項の政令で定める事業の区分ごとに経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その提供するデジタルプラットフォームが特定デジタルプラットフォームであるときは、この限りでない。

第一項の政令で定める事業の区分及び規模は、デジタルプラットフォームが国民生活において広く利用されている状況及び一部のデジタルプラットフォームに対する利用が集中している状況も踏まえ、デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引の実情及び動向並びにこの法律に基づく商品等提供利用者の利益の保護の必要性（他の法律によるデジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の規制及び適正化のための措置その他の当該事業に関する施策の実施状況を含む。）を勘案し、前条の基本理念にのっとり、同項の規定による

指定が必要な最小限度の範囲に限って行われるよう定めるものとする。

### （特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示）

**第五条** 特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者（特定デジタルプラットフォームを利用するものに限る。以下この項、第九条第四項並びに第十条第一項及び第二項において同じ。）に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（以下この条及び次条第一項において「提供条件」という。）を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、経済産業省令で定める方法により、これを行わなければならない。

とくに、売上高の総額、利用者数などの事業規模が政令で定める規模以上のものを、透明性及び公正性の確保が特に必要なものとして経済産業大臣が指定することで規制の対象となる。なお、政令で定める規模を超えたデジタルプラットフォーム提供者は、経済産業大臣に届け出をしなければならない（法第4条第2項）、という点が重要であろう。

この点については、政令も制定されたところである。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令」及び「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定されました6

2021年1月26日

#### 1. 新法の概要

近年、デジタルプラットフォームが利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たしています。他方、一部の市場では規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど、取引の透明性及び公正性が低いこと等の懸念が指摘されている状況を踏まえ、取引条件等の開示、運営における公正性確保、運営状況の報告と評価及び評価結果の公表等の必要な措置を講ずる「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和2年法律第38号。以下「新法」）が、昨年5月に成立しました。

#### 2. 閣議決定された政令の概要

（1）「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行期日を定める政令」  
新法の施行期日を令和3年2月1日とする旨を定めていま

す。

(2)「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令」

新法の規律対象となる「特定デジタルプラットフォーム提供者」を指定するための事業の区分及び規模として、以下のとおり定めています。

物販総合オンラインモール  
3,000 億円以上の国内売上額

アプリストア  
2,000 億円以上の国内売上額

## おわりに

欧州が予定しているデジタル単一市場戦略と合わせたデジタル規制サービス法とは異なり、日本においてはプラットフォーム規制が個別の分野ごとになされようとしている。欧州の規制は個別規制とともに横断規制を意図している点で参考すべき点はおおいものの、規制が強すぎて市場への影響力が大きすぎるという問題がある。

## 参考文献

[1] See,  
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/digital-services-act-package>  
e. (2020 年 1 月 28 日最終閲覧, 以下同じ)

[2] EU 市民や EU 域内の住民の政治的, 社会的, 経済的権利を法的に定める欧州連合基本権憲章は 2000 年に起草, 公布されたもので, リスボン条約の発効によって法的拘束力を持つこととなった。訳について, 内村國臣・小林勝 (試訳)「欧州連合基本権憲章」を参照。

[http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/data1/cguwww/03/14\\_0102/047-13.pdf](http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/data1/cguwww/03/14_0102/047-13.pdf)

[3] About Digital Privacy,  
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/online-privacy>.

[4]  
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/digital-services-act-package>

[5]  
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/digital-services-act-package>

[6] これにより, デジタルプラットフォーム運営事業者とデジタルプラットフォームの利用事業者間の取引の透明性と公正性確保のために必要な措置を講ずる「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が 2 月 1 日に施行されるとともに, 今後, 大規模な物販総合オンラインモール運営事業者及びアプリストア運営事業者が, 同法の規律対象者として指定されることとなる, と説明されている。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210126002/20210126002.html>